門川町土木設計等業務委託約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を 契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完 了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に 引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うもの とする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に 関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うこ とができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技 術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書もしくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に 漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法 (平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、 民法 (明治29年法律第89号)及び商法 (明治32年法律 48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第43条の規定に 基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行 うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をも って合意による専属的管轄裁判とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、報告、申出、承諾、 質問、回答及び解除(以下「指示等」という。) は書面によ り行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものと

する。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基 づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならな い。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表 を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請 求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払 を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証 事業会社(公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和2 7年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会 社をいう。以下同じ。)の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証 証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補 する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額 (第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の 10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲 げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担 保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に 掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の 業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額 の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を 請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、成果物 (未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらか

じめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

- 第6条 受注者は、成果物(第36条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、 当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が 承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏 名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注 者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変す るときは、その改変に同意する。また、発注者は成果物が著 作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承 諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用または複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデーターベース(著作権法代10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデーターベース(著作権法第12条の2に規定するデーターベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデーターベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

- 第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書に おいて指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わ せてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(調査職員)

- 第9条 発注者は、調査職員を置いたときは、その職名及び氏 名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更した ときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この契約書の他の条項の定めるもの及びこの 契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必 要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定め るところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は 受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - 二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確 認の申し出又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との 照合その他この契約の履行状況の監督
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を負担 させたときにあってはそれぞれの調査職員にこの契約書に基 づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任 した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。第2 項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、 書面により行わなければならない。
- 4 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第10条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を 定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければ ならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限の うちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするもの

があるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知 しなければならない。

(照查技術者)

- 第11条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねる ことができない。

(地元関係者との交渉等)

- 第12条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。 この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこ れに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じ た費用を負担しなければならない。

(土地への立ち入り)

第13条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち 入る場合において、当該土地の所有等の承諾が必要なときは、 発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発 注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければな らない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第14条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した上で、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当 と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した 書面により、必要な措置をとるべきことを請求することがで きる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第15条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器 具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」とい う。)の品名、数量、品質、規格または性能、引渡し場所及 び引渡し期限は、設計図書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日

- から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、 設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に 返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が減失し、若しく はき損し、又は、その返還が不可能となったときは、発注者 の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還 し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受注者は、業務内容が設計図書又は発注者の指示若 しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合にお いて、甲がその修補を請求したときは、当該請求に従わなけ ればならない。この場合において、当該不適合が発注者の指 示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるとき は、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若 しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたと きは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれ かに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者 に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められていることを除く。)
- 二 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な 履行条件が実際と相違すること。
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期する ことができない特別な状態を生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自 ら前項各項に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会い の上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者 が立会いに応じない場合には、受注者の立会いなしに行うこ とができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これにたいしてとるべき措置を指示する必要があるときには、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認される場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合

において、発注者は、必要があると認められるときは、履行 期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼ したときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第21条において、「設計図書」という。)の変更の内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地 の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、 洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その 他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)で あって、受注者の責めに帰すことができないものより作業現 場の状態が著しく変動したため、受注者が業務をおこなうこ とができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内 容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中 止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められたときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部 又は一部を中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合に おいて、必要がある認められるときは履行期間若しくは業務 委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時 中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害 を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的 に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したと きは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書 等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注 者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合 において、必要があると認められるときは、履行期間又は業 務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第22条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した上で発注者に履行期間の延長を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、 必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければ

ならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに 帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必 要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたと きは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を 延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長す る履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に 満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要と認められるとき は、業務委託料を変更し、又は、受注者に損害を及ぼしたと きは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議に整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を 聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者 が履行期間の変更事由が生じた日(第22条の場合にあって は、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合 にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)か ら7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、 協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第25条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが 協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協 議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を 聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者 が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始 の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、 発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした 場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の 額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めたときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要がある

と認めるときは、受注者に対して臨機の措置をちることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった 場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務 委託料の範囲において負担することが適当でないと認められ る部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第28条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に 規定する損害を除く。)について、当該第三者に対し損害の 賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を 負担する。
- 2 前項の規定に関わらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、 地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図 書に定めるところにより付された保険によりてん補された部 分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなけ ればならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければ ならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者 の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注 者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその 処理解決に当るものとする。

(不可抗力による損害)

- 第29条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)では駐車と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分、及び仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生直後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに 調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務

- を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたとき は、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の 負担の請求があったときは、当該損害の額(業務の出来形部 分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって 立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認するこ とができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付け に要する費用の額の合計額(以下第6項において「損害合計 額」という。)のうち、業務委託料の100分の1を超える 額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に 定めるところにより、算定する。
 - 一 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、 残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- 二 仮設物又は調査機械器具に関する損害
 - 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することにしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合に おける第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担につい ては、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累 計」と、「当該損害の取片付けにようする費用の額」とある のは「損害取片付けに要する費用の額の累計」と、業務委託 料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の1 00分の1を超える額から概に負担した額を差し引いた額」 として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書に変更)

- 第30条 発注者は、第8条、第17条から第23条まで、第26条、第27条、前条又は第33条の規定により費用を負担すべき場合又は業務委託料を増額すべき場合において、特別の理由があるときは、負担額又は業務委託料の増額の全部または一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を 聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発 注者が同項の費用を負担すべき事由又は業務委託料を増額す べき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しな い場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知 することができる。

(検査及び引渡し)

- 第31条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者 に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会の上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、 受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果 物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、 当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ち に修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合 においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規 定を準用する。

(業務委託料の支払い)

- 第32条 受注者は、前条2項の検査に合格したときは、業務 委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を 受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければなら ない
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の規定する期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第33条 発注者は、第31条第3項又は第36条第1項若し くは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部 又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な 管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了 の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する 法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」と いう。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務 委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求す ることができる。ただし、業務委託料が100万円未満の場 合については、適用しない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を 受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合においては、 当該前払金の額を超えない範囲内において、改訂請負額の1 0分の3以内の金額で前払金の支払いを請求することができ る。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、 受領済の前払金額が減額後の業務委託料の10分の5をこえ るときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日 以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の 状況からみて著しく不適当と認められるときは、発注者と受 注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務 委託料が減額された日から30日以内に協議が整わない場合 は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が、第4項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還につき、同項に規定する期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める割合(この場合における年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払 金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あら かじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄 託しなければならない。
- 2 受注者は、前項の定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者の代わりにその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外 注費、機械購入費(この業務において償却される割合に相当 する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額 として必要な経費の支払に充当してはならない。

(部分引渡し)

第37条 成果物について、発注者が設計図書において業務の 完了に先立って引渡得を受けるべき事を指定した部分がある 場合において、当該指定部分の業務が完了したときについて は、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」 と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同 条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合の他、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は当該部分について受注者の承諾を得て引渡を受けることが出来る。この場合において第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第32条第1項の規定により受注者が請求できる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第31条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。
 - 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務 委託料)
 - 二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 引渡部分に相応する業務委託料× (1-前払金の額/業務 委託料)

(第三者による代理受領)

- 第38条 受注者は、発注者の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該、第三者に対して第32条(第37条において準用する場合を含む)の規定に基づき支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

- 第39条 受注者は、発注者が第34条又は第37条において 準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしない ときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。 この場合において、受注者は、その理由を明示した上で、直 ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した 場合において、必要があると認められるときは履行期間若し くは委託料を変更し、又は受注者が費用の増加を必要とし、 若しくは受注者に損害をおよぼしたときは必要な費用を負担 しなければならない。

(瑕疵担保)

第40条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することがで

きる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第3 1条第3項又は第4項(第37条においてこれらの規定を準 用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2 年以内に行わなければならない。だだし、その瑕疵が受注者 の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うこ とのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知った ときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者 に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠債の請求をす ることができない。ただし、受注者がその瑕疵をあることを 知っていたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第41条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、委託料から第36条の規程による部分引渡に係る委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める割合(この場合における年当たりの割合は、閨年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第31条第2項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める割合(この場合における年当たりの割合は、閨年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第41条の2 受注者がこの契約に関して、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独 占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第49条

- 第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は当該納付命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独 占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定によ る原処分の全部を取り消す審決を除く。)を行い、当該審 決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定によりこ の審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- 三 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があった として行った審決に対し独占禁止法第77条の規定により 審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却 又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 四 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

- 第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する ときは、この契約を解除することができる。
 - 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務 に着手しないとき
 - 二 その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了 しないと明らかに認められるとき
 - 三 管理技術者を設置しなかったとき
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反に よりこの契約の目的を達することができないと認められる とき
 - 五 第44条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申 し出たとき
 - 六 受注者が次のいずれかに該当するとき
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき
 - イ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団 をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関

- 与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図 る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団 又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給 し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴 力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認 められるとき
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該 者と契約を締結したと認められるとき
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再 委託契約その他の契約の相手方としていた場合(課に該 当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該 契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、 受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として 発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除する ことができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第44条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 この契約を解除することができる。
 - 一 第19条の規定により設計図書を変更したため委託料の 3分の2以上減少したとき
 - 二 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
 - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約 の履行が不可能となったとき
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第45条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規

定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りで ない

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが 協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協 議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第46条 この契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前 条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合に おいて、第34条の規定による前払金があったときは、発注 者は、当該前払金の額(第37条の規定による部分引渡しが あった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額 を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行 部分委託料から控除するものとする。この場合において、受 領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42 条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払 の目から返還の目までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止 等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項 の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を 定める件(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める割合 (この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間 についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額 の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解 除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならな
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等 があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければなら

- ない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は 過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは 原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しな ければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有し、又は管理する業務の出来形部分(第37条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)調査機械器具、仮設物その他の物件(第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用 (以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、 次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定める ところにより発注者又は受注者が負担する。
- 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第42 条によるときは受注者が負担し、第43条又は第44条による ときは発注者が負担する。
- 二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等受 注者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の 期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは 取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当 該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うこ とができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分 又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることがで きず、かつ、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規 定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを 除く。)を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法 等については、この契約の解除が第42条によるときは発注 者が定め、第43条又は第44条の規定によるときは受注者 が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第 4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等につい ては、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第47条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基

- づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件 (昭和24年大蔵省告示第991号)に定める割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第49条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停員1名を選任し当該調停員のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停員の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の職務の執行に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争については第13条第2項の規定に規定する期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は前項のあっせん又は調停を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続き前又は手続き中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法に基づく訴えの提起又は民事調停法に基づく調停の申し立てを行うことが出来る。

(契約の費用)

第50条 契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(現場調査を含まない業務の特例)

第51条 現場調査を含まない業務については、第19条第1 項、第25条、第27条第3項、第28条迄の規定は適用しない。

(個人情報の保護)

第52条 受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、事業の 実施にあたっては、個人の権利利益を害することの無いよう 努めるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力し なければならない。

(補則)

第53条 この約款に定めのない事項については、門川町財務 規則(昭和41年規則第4号)に定めるものとし必要に応じ て発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

附則

- この約款は、平成14年4月1日から施行する。
- この約款は、平成17年4月1日から施行する。
- この約款は、平成20年4月1日から施行する。
- この約款は、平成22年4月1日から施行する。
- この約款は、平成23年4月1日から施行する。